

回答自治体名： 会津若松市

担当課室： 市民部 廃棄物対策課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

⇒ 本市にも多量ではないが指定廃棄物が存在しており、（処分されずに）いまだ保管が続いている。市民の不安払拭と本県復興のため、早急な処理（処分）をお願いする。

※ 中間貯蔵施設への搬入等も含め、柔軟に迅速に対応すべきではないか。

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

⇒ 本県復興のため、一刻も早い処理（処分）を望む。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

⇒ 廃棄物処理法に基づき通常の処理が可能とされているが、住民の不安等により、なかなか処理が進まない例も聞く。

自治体任せではなく、原発事故由来（影響）の廃棄物は、国が前面にでて（責任をもって）処理願いたい。

ご協力ありがとうございました。